

指定管理者の決定について

平成28年度から長崎市旧香港上海銀行長崎支店記念館の管理運営を行う指定管理者について次のとおり決定しました。

1 施設の名称 長崎市旧香港上海銀行長崎支店記念館

2 指定管理者の名称 株式会社乃村工藝社

3 指定管理者を決定した理由
(非公募で選定した理由、当該団体を決定した理由など)

長崎歴史文化博物館の指定管理者に選定される者を非公募により選定することにより、長崎歴史文化博物館が蓄積している資料等を最大限に活用し、記念館の魅力を引き出すようなイベント・展示等の企画や長崎歴史文化博物館と2施設間で連携した一体的な事業を実施することが可能であり、長崎歴史文化博物館の利用者を相互送客するための仕組みづくりを具体的かつ積極的に進めることができるため。

特に、記念館とミュージアムは同一建物内にあることから、同一の指定管理者が一体的に管理運営を行うことが効率的であり、つながりのある資料の見せ方の工夫など、建物全体の魅力向上につなげていくことができる。